

■事業内容

- (1) 調査対象国の卸電力市場における時間前市場の基本的制度設計やその狙い、制度整備状況等について調査を行い、市場活用状況の分析を行う。

(各国における基本的制度設計、制度変更の動きおよびその狙いについて)

- ドイツ、英国、スペイン、イタリアの時間前市場におけるシングルプライスオークションの実施回数や実施時刻、ゲートクローズ時間等基本的な制度概要、背景について調査。近年においてシングルプライスオークション導入等の制度変更が行われている場合には、変更時の検討事項や議論を把握する。
- イタリアについてはシングルプライスオークションのみの導入となった背景について調査を実施する。同様に、フランス、北欧についてはザラバのみとなった経緯を確認する。
- また、シングルプライスオークションとザラバ市場を併設している取引所において、シングルプライスオークションを実施後に残された売入札および買入札のザラバ市場への接続方法について具体的に調査する。

(各国における制度整備について)

- 時間前市場について、市場支配力行使の防止や取引活性化を目的とした規制当局や取引所による介入・指導や取引制約等が行われているか調査を行う。行われている場合には、その概要を把握する。
- 欧州において取組が進められている、国境を越えたスポット市場および時間前市場の設置について、制度概要（シングルプライスオークション形式となっているかどうか等）、取引タイムスケジュール、既存の各国スポット市場・時間前市場への影響、連系線コントロールの仕組み等の調査を実施する。

(市場活用状況について)

- 各国の時間前市場における取引量や取引価格について、時間帯別傾向および中長期トレンドを把握する。シングルプライスオークション導入などの制度変更を行っている場合には、導入前後での取引量や取引価格の比較分析を実施。売入札については特に、時間前市場における商品メニューのラインナップを調査し、ブロック入札が認められているかどうか、認められている場合には入札量全体に占めるブロック入札の割合等について調査を実施する。
- 買入札については特に、時間帯別の買い手の層・特徴を調査し、時間前市場がどのように活用されているか分析する。
- 各国のインバランス料金制度及びインバランス料金の動き（水準、最低額・最高額の幅、高騰する頻度など）と時間前市場の取引量や取引時間との関係性について調査・分析する。特に、ゲートクローズ直前の取引量の多さと、インバランス料金の振れ幅の大きさの相関関係について分析する。

(調査対象国・地域)

- 欧州において、シングルプライスオークションとザラバ市場を併設している3か国（ドイツ、英国、スペイン）およびシングルプライスオークションのみの取引方法となっているイタリア、ザラバ方式のみのフランス及び北欧4カ国、EU

- (2) 我が国の制度設計への示唆を得るため、調査対象国において、時間前市場における取引に

より、どのような電源の発電量が変化するのかを分析する。関連して、時間前市場取引において発電事業者に発生する実務的対応について調査を行う。

- 時間前市場における取引は、再エネ電源の発電計画の修正にどの程度活用されているのか。(時間前市場の取引量に占める再エネ出力調整が占める割合などを、時間帯ごとに分析する。)
- 時間前市場を通じて再エネ電源の発電計画が修正される場合、それを埋めているのはどのような電源か。(再エネ電源が計画を下方修正するために時間前で買い戻しを行った場合、売っているのはどのような電源か。DRはどの程度の割合を占めているか。)時間前市場の時間帯によって、違いはあるか。
- 火力発電は、起動時間の制約のため、実需給の一定時間前に売り約定しないと起動できないと考えられるが、そのような制約が時間前市場の約定量に影響を与えているか。時間前市場の設計においては、こうした火力電源の特性を考慮されているか。
- 調査対象国：上記(1)と同じ。

(3) 調査対象国における先渡市場(Forward Market)及び先物市場(Future Market)の取引状況および制度整備状況、取引所の取引システムについて調査を行う。

- 調査対象国における先渡市場及び先物市場の設置目的・意義を確認した上で、取引量や取引価格について、時間帯別傾向および中長期トレンドを把握する。
- 先渡市場及び先物市場における市場支配力行使の防止や取引活性化のための制度整備状況(売入札における供出義務の有無、商品区分等)について調査を実施。我が国の先渡市場・先物市場と異なる取引システムの有無やブロック入札の有無について確認する。
- 調査対象国における先渡市場及び先物市場と相対契約との違いについて確認を行う。特に需要家との小売契約において我が国における燃料費調整制度と同様の仕組みが存在するかどうか確認した上で、燃料費調整制度と同様の仕組みが有る場合には、先渡市場・先物市場・相対契約において燃料価格変動リスクがどのようにヘッジされているのか調査を行う。
- 調査対象国：上記(1)と同じ。

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた、我が国制度との比較

- 調査対象国における制度およびその背景等の調査結果を我が国制度および状況と比較する。

(5) 調査に当たっては文献、インターネット、各国の規制当局及び取引所の関係者等へのヒアリングを通じ、幅広く情報を収集することが求められる。なお、関係者へのヒアリングを行うに当たっては現地の人的ネットワークを最大限活用すること。委託事業者に対してはヒアリングやそれを踏まえた調査・分析を行うにあたり、例えば電源構成や系統の状況、適用される法規制の枠組みなど、当該国の電気事業の特徴やそれに基づく当局の規制の考え方なども踏まえた有機的な検討を期待する。

上記(1)～(5)を実施するに当たっては、「令和元年度産業経済研究委託事業(経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業(諸外国の電力取引における不正取引の監視手法や監視体制に係る調査))」の調査報告書に記載されている時間前市場の事例等を参考にし、必要であれば当該報告書に記載のないものについても調査対象とする。

以上